第二百一条第八号イ(1)中「又は許可（」を「若しくは許可（」に改め、「いう。）」の下に「又は法に相当する外国の法令の規定により当該金融商品取引業者等が当該外国において行った法第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定による届出と同種の届出」を加え、同号イ(2)中「登録等」の下に「又は届出」を加え、同号イ(3)及び(4)中「取り消され」の下に「、又は当該届出に係る業務の廃止を命ぜられ」を加え、同号ハ(5)中「取り消され」の下に「、又は命ぜられ」を加え、同号ハ(6)中「含む。）」を「含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項」に改め、同条第九号ホ中「取り消され」の下に「、又は命ぜられ」を加え、同号ヘ中「（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）」を「、第六十三条の二第二項から第四項まで」に改め、同条第二十号イ(5)中「取り消され」の下に「、又は命ぜられ」を加え、同号イ(6)中「法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）」を「、第六十三条の二第二項から第四項まで」に改め、同号ロ(2)中「業務の内容」の下に「又は当該主要株主が行った法第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定による届出の内容及び年月日並びに当該届出に係る業務の廃止を命ぜられた年月日、理由及び業務の内容」を加え、同号ロ(3)中「（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）」を「、第六十三条の二第二項若しくは第三項」に改め、同号ロ(9)中「取り消され」の下に「又は命ぜられ」を加え、同号ロ(10)中「（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）」を「、第六十三条の二第二項から第四項まで」に改める。

第二百二条第七号イ(1)中「取消し」の下に「又は廃止」を加え、同号ハ(4)及び同条第八号ニ中「取り消され」の下に「、又は命ぜられ」を、「取消し」の下に「又は廃止」を加え、同条第十六号イ(5)中「取り消され」の下に「、又は業務の廃止を命ぜられ」を、「取消し」の下に「又は業務の廃止」を加え、同号ロ(1)中「取消し」の下に「又は廃止」を加え、同号ロ(2)中「取り消され」の下に「又は廃止」を加える。

第二百八条の十三の次に次の一条を加える。

（説明書類の縦覧）

第二百八条の十三の二　法第五十七条の四の規定により特別金融商品取引業者が説明書類をインターネットの利用その他の方法により公表する場合には、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

第二百八条の二十六の次に次の一条を加える。

（説明書類の縦覧）

第二百八条の二十六の二　法第五十七条の十六の規定により最終指定親会社が説明書類をインターネットの利用その他の方法により公表する場合には、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

第二百八条の三十一第一項第三号イ(1)中「登録等」の下に「又は法に相当する外国の法令の規定により当該外国において行った法第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定による届出と同種類の届出」を加え、同号イ(2)中「登録等」の下に「又は届出」を加え、同号イ(3)及び(4)中「取り消され」の下に「、又は当該届出に係る業務の廃止を命ぜられ」を加え、同項第四号ホ中「取り消され」の下に「、又は命ぜられ」を加え、同号ヘ中「含む。）」を「含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項」に改め、同項第十一号イ(5)中「取り消され」の下に「、又は命ぜられ」を加え、同号イ(6)中「（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）」を「、第六十三条の二第二項から第四項まで」に改め、同号ロ(2)中「業務の内容」の下に「又は当該主要株主が行った法第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定による届出の内容及び年月日並びに当該届出に係る業務の廃止を命ぜられた年月日、理由及び業務の内容」を加え、同号ロ(3)中「（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）」を「、第六十三条の二第二項若しくは第三項」に改め、同号ロ(9)中「取り消され」の下に「、又は命ぜられ」を加え、同号ロ(10)中「（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）」を「、第六十三条の二第二項から第四項まで」に改め、同条第二項第三号イ(1)中「取消し」の下に「又は廃止」を加え、同項第四号ニ中「取り消され」の下に「、又は命ぜられ」を、「取消し」の下に「又は廃止」を加え、同項第八号イ(5)中「取り消され」の下に「、又は業務の廃止を命ぜられ」を、「取消し」の下に「又は業務の廃止」を加え、同号ロ(1)中「取消し」の下に「又は廃止」を加え、同号ロ(2)中「取り消され」の下に「、又は業務の廃止を命ぜられ」を、「取消し」の下に「又は廃止」を加える。

第二百二十四条第十四号及び第二百三十二条の九第十四号中「取り消され」の下に「又は廃止」を加える。

第二章第六節中第二百三十四条の前に次の三条を加える。

（適格機関投資家等特例業務の相手方）

第二百三十三条の二　令第十七条の十二第一項第六号に規定する前号に掲げる者と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　当該前号に掲げる者（以下この項並びに第二百三十四条の二第一項第二号及び第二項第二号において「ファンド資産運用等業者」という。）の役員又は使用人

二　当該ファンド資産運用等業者の親会社等若しくは子会社等又は当該親会社等の子会社等

三　当該ファンド資産運用等業者が行う一のファンド資産（適格機関投資家等特例業務に係る出資対象事業持分を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産をいう。次号において同じ。）の運用に係る権限の全部又は一部の委託を受けた者

四　当該ファンド資産運用等業者が一のファンド資産の運用として行うこととなる取引の対象となるもの（以下この号において「取引対象」という。）の価値等（取引対象の価値、オプションの対価の額又は取引対象に係る指標の動向をいう。以下この号において同じ。）若しくは価値等の分析に基づく投資判断（投資の対象となるものの種類、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断又は行うべき取引の内容及び時期についての判断をいう。）に関し、口頭、文書（新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもので、不特定多数の者により随時に購入可能なものを除く。）その他の方法により助言を行うことを約し、当該ファンド資産運用等業者がそれに対し報酬を支払うことを約する契約を当該ファンド資産運用等業者と締結している者又は当該投資判断に関し、当該方法により助言を行うことを約し、当該者がそれに対し報酬を支払うことを約する契約を当該者と締結している者

五　前三号に掲げる者の役員又は使用人

六　当該ファンド資産運用等業者（個人である者に限る。）並びに第一号及び前三号に掲げる者の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。）

2　令第十七条の十二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める要件は、取引の状況その他の事情から合理的に判断して、その保有する資産（第六十二条第二号イからトまでに掲げるものに限る。次項第一号イ及び第二号並びに第四項第二号から第四号までにおいて同じ。）の合計額が百億円以上であると見込まれることとする。

3　令第十七条の十二第一項第十四号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　次に掲げる全ての要件に該当する個人であること。

イ　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、その保有する資産の合計額が一億円以上であると見込まれること。

ロ　当該個人が金融商品取引業者等（外国の法令上これに相当する者を含む。）に有価証券の取引又はデリバティブ取引を行うための口座を開設した日から起算して一年を経過していること。

二　業務執行組合員等（組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員、匿名組合契約を締結した営業者若しくは有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員又は外国の法令に基づくこれらに類する者をいう。以下この号及び次項第四号ロにおいて同じ。）であって、取引の状況その他の事情から合理的に判断して、当該組合契約、匿名組合契約若しくは有限責任事業組合契約又は外国の法令に基づくこれらに類する契約に係る出資対象事業により業務執行組合員等としてその保有する資産の合計額が一億円以上であると見込まれる個人であること（業務執行組合員等として取引を行う場合に限る。）。

4　令第十七条の十二第一項第十五号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　その社員総会における議決権の総数の四分の一以上の数が国若しくは地方公共団体により保有されている公益社団法人又はその拠出をされた金額の四分の一以上の金額が国若しくは地方公共団体により拠出をされている公益財団法人であって、地域の振興又は産業の振興に関する事業を公益目的事業（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二条第四号に規定する公益目的事業をいう。）とするもの